

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 廃棄物処理系高電導度ドレンサンプポンプ（A・B）軸シール水供給弁（2台）にシートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 2 | 2号機 | 原子炉格納容器温度記録計の打点4（原子炉圧力容器ベローシールエリア）に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該回路を点検・修理 | D | |
| 3 | 3号機 | 高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（21）冷却水入口圧力計点検において、当該検出元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 4 | 3号機 | 取水設備スクリーン洗浄配管オートストレーナ（A）オートベント弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 5 | 4号機 | タービン補機冷却系冷却水回収ポンプグランド排水配管に詰まり気味が認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |
| 6 | 4号機 | 所内ボイラ薬液注入装置亜硫酸ソーダタンク水位計に亀裂が認められたため、当該水位計を点検・修理 | D | |
| 7 | 4号機 | 廃棄物処理系廃液収集ポンプ出口配管ドレン弁ハンドル押さえナットの紛失が認められたため、当該ナットを取付 | D | |
| 8 | 5号機 | 主復水器（A-1）出口循環水系配管点検において、復水器水室（A-1）出口弁下流側配管内側ゴムライニングの一部に剥離等が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 9 | 5号機 | 工具センタの計測器点検校正において、デジタルリップルメータ（1台）に計器精度外れが認められたため、当該計器を点検・修理 | D | |
| 10 | 5号機 | 第1給水加熱器（B・C）ドレン水位調整弁（2台）点検において、弁空気駆動部にエアリークが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 11 | 5号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）空気圧縮機（C・D）点検において、制御電磁弁よりエアリークが認められたため、当該弁を交換 | D | |
| 12 | 5号機 | 新規作成した低圧タービン内部車室部品（12個）に取付不可が認められたため、対応検討 | C | |
| 13 | 5号機 | 新規作成した低圧タービン（A・B）内部下半車室と低圧タービン（A・B）外部下半車室の当りを確認したところ、加工不良による当り不良が認められたため、対応検討 | B | |
| 14 | 5号機 | 電気油圧式タービン制御装置抽気弁制御用入口空気配管接続部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 15 | 5号機 | 高圧タービン上下半車室浸透探傷検査において、蒸気シール面（4箇所）に指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 16 | 5号機 | 主タービン複合中間弁（3・5）の溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 17 | 5号機 | 主タービン複合中間弁（1・6）の溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 18 | 5号機 | 主タービン中間塞止弁（4）点検において、主弁ナットに締め付けトルク値に管理値外れが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 19 | 5号機 | 主タービン複合中間弁点検において、同弁（3・4）のストレーナピン溝及びストレーナ位置決めピンに摩耗、また、同弁（5）のストレーナ溶接部浸透探傷検査において、指示模様認められたため、当該部を修理 | D | |
| 20 | 5号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（30-27）アキュムレータ充填水入口弁点検において、弁棒固定ナットネジ部に損傷が認められたため、当該ナットを交換 | D | |
| 21 | 5号機 | 蒸気管漏えい検出モニタ記録計に印字不良が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 22 | 5号機 | 発電機密封油装置非常用密封油ポンプ浸透探傷検査において、カップリング部に指示模様が認められたため、当該カップリングを交換 | D | |
| 23 | 6号機 | 廃棄物処理系中和苛性タンクレベル検出器点検において、接点動作不良が認められたため、当該検出器を交換 | D | |
| 24 | 6号機 | 廃棄物処理系蒸留水サンプルポンプ電動機点検において、負荷側ハウジング内径と軸受外径クリアランス測定値に判定値外れが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 25 | 集中環境施設 | 洗濯廃液濃縮処理系洗濯廃液ポンプ（B）出口配管ドレン弁に動作不良（全開にならず）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 26 | その他 | 水処理設備ろ過器逆洗水流量計点検において、サイトグラスを破損させたため、当該グラスを交換 | D | |
| 27 | その他 | 水処理設備温水槽循環弁（A）グランド部から水のリーク（1滴/2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで